

令和5年7月吉日

芦屋市立学校保護者様

芦屋市教育委員会

打出教育文化センター

夏季休業中の1人1台学習用端末の取り扱いに関するお願い

平素は本市の教育活動に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、夏季休業中にも学習用端末をご家庭に持ち帰ります。

つきましては、ご家庭における破損状況を下記の通りお知らせしますので、参考いただき、ご家庭でも「安心・安全・快適」に子ども達が、学習用端末を活用できるよう御理解・御協力をお願いいたします。

なお、学習用端末の取り扱い・活用ルール等については、再度お子様と一緒に「学習用端末活用ルール」（市ホームページにも掲載）をご確認ください。

※「学習用端末」とは、本市から児童生徒に貸与するiPad（タブレット端末）を表しています。

き

画面割れ	- 不安定な場所に置き、体が触れたり、目を離したりした時に落下した。 - 不安定な場所（ソファなど）に置き、ソファなど動かした時に落下した。 - 学習用端末をカバン等に入れたまま、カバン等を踏んでしまったり、倒れてしまったりし、破損させた。 - 本人以外（保護者、幼児）が触り、落下させた。 - 幼児やペットの手が届くところに置き、落下させた。 - カバーを開けたまま移動し、手が滑り落下した。
ケーブル破損	- 充電しながらタブレットを操作し、充電していることを忘れてタブレットを引き寄せケーブルを破損させた。 - 乱雑な抜き差しをして、ケーブルを破損させた。 - 充電中にケーブルに足を引っかけてケーブルの先端を破損させた。 - 低い場所で充電していた際に、ペットがケーブルを噛んで破損させた。
紛失	どこかに置き忘れた。

※以前、芦屋市教育委員会から配布した「1人1台学習用端末の活用および修理に関するお知らせ」でもお示した通り、故障・破損については裏面のように対応しております。

問い合わせ先
芦屋市教育委員会
打出教育文化センター
TEL：0797-38-7130

故障・不具合・破損が起きた場合の対応について

- ① 初期不良等、機器的な故障・不具合の場合は、学校にお問い合わせください。
- ② 人的な故障・破損等（画面割れ、水没等）の場合には、まずは、学校にご連絡いただき、故障・破損に至った経緯や状況を確認した上での対応になります。

	故意による破損・故障	故意ではないが、ルール違反、十分予見可能な破損・故障	偶発的な破損・故障
保護者負担割合	100%	50%	0%
事例	・タブレットを<u>投げて</u>破損させた。 ・他人のタブレットを<u>無許可で触り</u>、破損させた。 ・風呂場や炊事場等の<u>水回り</u>で<u>使用</u>し故障させた。 ・<u>学校、自宅またはどこか、いつか分からないが</u><u>紛失</u>した。 ※紛失の可能性がある場合は、すぐに学校に連絡し、警察に届け出て下さい。	・<u>登下校中</u>にタブレットを使って<u>落と</u>した。 ・タブレットを<u>持ったまま</u>勢いよく<u>走</u>っていた。（学校内・下校時・部活動中） ・<u>カバンを乱雑に扱い</u>破損させた。 ・<u>床や不安定な場所に置いた</u>自分のタブレットに気づかず、<u>踏</u>んでしまった。たり<u>落</u>下させたりした。 ・タッチペン以外のもの<u>で</u>画面操作し液晶を破損させた。 ・ケースで画面を保護せずに<u>歩</u>いていて<u>落</u>とした。 ・タブレットを<u>充電</u>している際に、<u>床や高いところに置</u>いて<u>落</u>下させた。	・体育の授業中にボールが偶然飛んできてタブレットにぶつかった ・活動中に友達とぶつかって落として破損した ・移動中に他人とぶつかったり、障害物につまづいたりして転倒した（ケースで画面を保護している場合） ・学習している際に誤って落とした。

あくまでも今年度までに発生した事例の一部です。基本、案件ごとに協議させていただきます。費用をご負担いただく基準は、概ね故意もしくはルールを守れていないことになります。機器の取り扱いには十分注意願います。

*落下による画面割れ等を防止のためにも移動中や使わない時には、ケース（キーボード）で画面保護することを習慣化してください。

*画面は、基本指での操作もしくはタブレット用のタッチペン（付属品ではついていません）でお願いします。